

公募型プロポーザルに係る手続開始の公告

公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので、下記のとおり公告します。

令和6年 2月 13日  
高石市長 畑中 政昭



記

1. 業務名

令和6年度「高石市立小・中学校における外国人英語指導助手派遣事業」

2. 業務内容

令和6年度高石市立小・中学校における外国人英語指導助手派遣事業仕様書のとおり

3. 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

本プロポーザルについては、令和6年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為である。議会において、予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があり得るため、十分に留意した上で応募すること。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加申請書の提出日(以下「基準日」という。)において、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 基準日において、引き続き1年以上その営業を行っていること。
- (3) 関係法令に基づく必要な資格・許可等を受けていること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 国・都道府県・市町村から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生

手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (9) 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過している者又は本業務の入札執行日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りしていない者。
- (10) 大阪府・京都府・兵庫県・和歌山県・奈良県・滋賀県のいずれかに本店、支店又は営業所があること。

## 5. 手続き等

### (1) 事務担当課

高石市教育委員会 教育部 学校教育課（担当：新家）

TEL：072-275-6434（直通）

FAX：072-262-1794

E-mail：shidou@city.takaishi.lg.jp

### (2) プロポーザル実施要項等の配布

令和6年2月13日（火）9：00から令和6年2月21日（水）17：00まで  
市ホームページにて配布する。

### (3) プロポーザル参加表明書類の受付

令和6年2月14日（水）9：00から令和6年2月21日（水）17：00まで  
原則上記事務担当課に持参すること。

### (4) 提案書の受付

令和6年3月4日（月）9：00から令和6年3月8日（金）17：00まで  
原則上記事務担当課に持参すること。

### (5) その他

すべての提出書類の作成や審査への参加等に関する一切の経費は提案者の負担とする。

提出期限を過ぎた参加申請書は受け付けない。

詳細内容については、令和6年度「高石市立小・中学校における外国人英語指導助手派遣事業」事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要項を参照すること。

以上